

## 一般廃棄物処理基本計画の改訂について

### 1 計画改訂の目的

松伏町（以下「町」という。）が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき、平成24年度に策定した一般廃棄物処理基本計画について、今後の廃棄物の減量及び処理に関して、長期的かつ総合的な視点から、計画的な一般廃棄物処理の推進を図るため、基本計画の改訂を行うことを目的とするものです。

### 2 計画対象区域

松伏町全域

### 3 計画期間

令和6年度から令和15年度 10年間

### 4 計画策定スケジュール

令和5年8月	廃棄物減量等推進審議会において骨子案の協議
令和5年8月～11月	各種データ整理、課題の整理、検討等
令和5年11月	計画案とりまとめ
令和5年12月	廃棄物減量等推進審議会において計画案の協議
令和6年1月	廃棄物減量等推進審議会において計画案の協議
令和6年2月	パブリックコメント実施
令和6年3月	計画策定

## 一般廃棄物処理基本計画骨子案について

### 第1章 計画の前提

本計画は、「ごみ処理基本計画策定指針」(平成28年9月15日付環廃対発1609152号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知)、国や埼玉県が策定する各種計画及び基本方針等の内容を十分に理解したうえで、第6次松伏町総合振興計画等の町の関連計画との整合を図ったうえで、検討を行うこととします。

#### 1 計画策定の基本的な考え方

基本計画の策定にあたっては、以下の項目について整理したうえで計画策定の基本的な方針を定めるものとします。

##### (1) 計画策定の趣旨

廃棄物処理を取り巻く社会情勢の動向や開発計画、住民意向等を整理し、長期的・総合的な視点に立って、計画的なごみ処理の推進を図るための基本的な方針を定めるものとします。

##### (2) 計画の位置づけ

###### (ア) 他計画との関係

関係法令や上位計画、本町の関連計画と基本計画の関連を整理し、廃棄物処理に関する基本的な方針を定めるものとします。

###### (イ) 計画目標年次

計画目標年次は、令和6年度から令和15年度までとし、必要に応じて中間目標年次を設けることとします。

### 第2章 概況の整理

町の概況として、下記の事項について整理します。

#### (1) 自然環境

##### (ア) 地理的・地形的特性

##### (イ) 気候的特性

## (2) 社会環境

### (ア) 人口及び世帯の動態

過去10年程度の人口及び世帯の動向、年齢別・性別の構成

### (イ) 産業の動向

産業の構造、従業員数、事業所数等

## (3) 関連計画

第6次松伏町総合振興計画（前期基本計画）等

## 第3章 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

### (1) ごみ処理の現況及び課題

次に示すごみ処理等の現況について、過去5年間の実績とごみ処理実態の把握と課題を整理します。

#### (ア) ごみ処理フロー

ごみ排出前から処理・処分までのごみ処理システムについて、ごみの種類ごとにごみ処理の流れがわかるように、フローチャート等で図示し、体系的に整理します。

#### (イ) ごみ処理体制

ごみの排出抑制、分別区分、収集・運搬、中間処理、最終処分等に係る運営体制や現有施設の状況を整理します。

#### (ウ) ごみ処理量等の実績

ごみの種類別排出量、資源化量及びリサイクル率、収集・運搬、中間処理、最終処分、ごみの性状（組成、三成分、単位体積重量、ごみの発熱量を含む）を整理します。

#### (エ) ごみ減量化・資源化施策の現状

ごみの減量化・資源化に関する各種施策の取組み状況を整理します。

#### (オ) ごみ処理経費の実績

ごみ処理にかかるコスト等について整理します。

#### (カ) ごみ処理の評価

上記「(ウ) 種類別のごみ処理量等の実績」をもとに、町の一般廃棄物処理システムを評価します。なお、評価にあたっては、「市町村における循環型社会づくりに向

けた一般廃棄物処理システムの指針」(平成25年4月改訂 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課)を参考に、一般廃棄物処理システム分析比較表を作成し、類似団体との比較分析を行うものとします。

(ク) 課題の抽出

地域特性及びごみ処理の現況をもとに、排出抑制、収集・運搬、中間処理、最終処分、ごみ処理経費等の項目ごとに課題を抽出し、整理します。

(2) ごみ処理基本計画

ごみ処理基本計画では、廃棄物処理法第6条第2項に基づき、以下の項目について定めるものとします。

(ア) 基本方針等

第6次松伏町総合振興計画(前期基本計画)、廃棄物処理をめぐる今後の社会、経済情勢、ごみ処理に関する課題等を踏まえ、平成24年度策定の「一般廃棄物処理基本計画」で位置付けている基本方針の内容を必要に応じて見直すものとします。

(イ) 人口・ごみの発生量及び処理量の見込み

(ウ) ごみの排出抑制等のための施策に関する事項

ごみの排出量及び処理量を減量化するための排出抑制、再生利用施策について、行政、町民並びに事業者において講ずべき施策をそれぞれ定めるものとします。

また、基本計画改訂(案)では、食品ロスの削減の推進に関する法律第13条で規定する「市町村食品ロス削減推進計画」を盛り込むものとします。

(エ) 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分

現行の分別区分及び「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」に示されている標準的な分別収集区分を参考に、分別収集区分を定めるものとします。

(オ) ごみの適正処理及びこれを実施する者に関する基本事項

ごみの性状を勘案し、区分ごとの処理方法及び処理主体について定めるものとします。

(カ) ごみ処理施設の整備等に関する事項

ごみ処理施設については、施設の種類ごとに施設能力、処理方式等について定め

るものとしてします。

(キ) その他ごみの処理に関する必要な事項

広域的な処理体制及び災害廃棄物対策など、その他ごみ処理に関する必要な事項について定めるものとしてします。